

甲斐市議会バイオマス産業都市構想特別委員会会議録

1. 開催日時 平成29年10月23日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（19名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	清水正二君
	横山洋介君		金丸幸司君
	五味武彦君		金丸寛君
	赤澤厚君		小澤重則君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	米山昇君		山本今朝雄君
	有泉庸一郎君		長谷部集君
	三浦進吾君		山本英俊君
	池神哲子君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（2名）

滝川美幸君	藤原正夫君
-------	-------

傍聴議員（1名）

議長	小浦宗光君
----	-------

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	小田切 聡 君	環境課長	中込 広人 君
バイオマス 推進係長	小田切 英規 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩 下 和 也 書 記 興 石 文 明
書 記 小 澤 裕 一

審査内容

- 1 木質バイオマス発電事業の事業性評価について
- 2 その他

開会 午後 1時26分

○書記（小澤裕一君） 改めまして、こんにちは。

ご参集大変お疲れさまです。

これよりバイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長よりご挨拶いただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、内藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日バイオマス特別委員会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、過日は非常に台風の襲来ということで、本市の最大イベントでありますわくわくフェスタが中止というふうなことになりましたけれども、適切な判断ではなかったかなというふうに思っております。加えて、衆議院の総選挙ということで、議員各位におかれましてはそれぞれの立場でご活躍をいただいたことと思います。国政の衆議院の結果が出たということで、また我々にとって立派な国政運営ができるように期待するところでございます。

きょうは特別委員会ということで、評価の報告ということになろうかと思っておりますけれども、またこの事業につきましても12月というリミットが迫っている形の中での評価の報告ということになります。そんなことを含めて、委員各位の関連なるご意見を伺うことを期待いたしまして、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は19名です。定足数に達しておりますので、これよりバイオマス産業都市構想特別委員会を開会いたします。

なお、滝川委員、藤原委員は欠席の旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（内藤久歳君） 本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

また、質疑は委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。なお、傍

聴委員の質疑はさきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は一問一答とし、再質問は1回までといたします。

これより、次第の3、内容に入ります。

(1) 木質バイオマス発電事業の事業性評価について、担当より説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長(中込広人君) 大変お疲れさまでございます。

それでは、環境課から木質バイオマス発電事業の事業性の評価についてご説明をさせていただきます。

なお、本案件のご説明の前に、7月以降、現在までにおける木質バイオマス発電事業の事業体再構築について、近況のご報告をさせていただきます。

発電事業予定者であるふるやグループ及び株式会社パスポートにおいては、プロジェクトファイナンスによる融資を受けるために必要である金融機関の求めるパートナー企業を模索していたところ、早い段階から東証一部上場企業の2社が名乗り出て、現在そのうちの1社と詳細について交渉中の段階であります。

また、6月まで事業体を構成しておりました大手ゼネコンの排除理由の一つであるボイラー建設の設計、材料調達、施工、試運転を保証するいわゆるEPCを請け負う企業についても、ここでは社名を明らかにできませんが、ほぼ決定しております。このEPCを請け負う企業につきましては、木質バイオマス発電所建設の実績があり、また電力会社の子会社でもあります。環境課では、この企業の担当者とは何回か面会し、発電所の位置や造成工事の内容などについて打ち合わせを行っているところであります。

また、建屋や土木工事の土建部分につきましては、県内の大手建設会社が請け負う予定となっております。

そのほか、資本金の出資比率など、細かい内容も伺っているところでありますが、あくまで発電事業予定者からの口頭での情報であり、不確定要素もあることから、この場では控えさせていただきます。

以上が発電事業予定者の近況であります。いずれにいたしましても本年12月末までの事業体の構築につきましては、発電事業予定者も十分承知の上で動いておりますので、私どもといたしましても主導性を発揮する中で、確実かつ強固な事業体の構築が図られるよう、発電事業予定者とともに努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、本題の木質バイオマス発電事業の事業性評価についてご説明をさせていただきます。

今回のバイオマス発電事業につきましては、本市が多額の費用を使って土地を確保、整備する中で、20年間という長期にわたって貸し出しし、その対価といたしまして使用料も納めていただきます。

また、本市においては、バイオマス発電事業から排出される熱について、公共施設や農業施設に利用する公共事業を予定しているところでもあることから、事業の安定性、持続性は非常に重要であり、そのためにも発電事業予定者による木質バイオマス発電事業の事業性を見きわめる必要があります。よって、本市として客観的に事業性を評価するため、専門機関に検証を業務委託したところ、本年8月末、その成果としての報告書が成果品として提出されたところであります。

業務委託の予算であります。平成28年度当初予算に計上したものを平成29年度に繰り越しし、執行するものでありまして、業務委託費用といたしましては246万2,400円、委託業者は株式会社日本総合研究所、委託業務名は木質バイオマス発電事業に関する基本協定締結に向けての事前検討・検証業務委託であります。

それでは、報告書の内容について、ご説明に入らせていただきます。

バイオマス産業都市構想特別委員会資料、1ページをお願いいたします。

まず、1、本業務についての(1)目的であります。朗読させていただきますと、甲斐市におきましては平成27年度に策定したバイオマス産業都市構想及び分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープランに基づき、官民連携による木質バイオマス発電事業や木質バイオマス発電所の排熱を利用した熱供給事業の実現に向けて取り組みを進めているところであります。事業の実現に向けては、木質バイオマス発電事業の事業性や持続性が重要であり、熱供給事業につきましても発電事業の安定的な運営が前提であります。

また、発電事業及び熱供給事業に係る事業スキーム・方式を検討し、甲斐市が発電事業者に対して要求すべき事項を整理の上、基本協定締結前に事業者と整理しておく必要があります。

このため、本業務では、発電事業者側がプロジェクトファイナンスでの融資を得るために金融機関に提示いたしました事業性評価報告書を本市として分析し、発電事業の持続可能性など、事業性について評価するとともに、甲斐市として発電事業者に対して要求すべき事項や、発電事業に取り組む公共的意義や効果の整理など、基本協定締結に向けて木質バイオマ

ス発電事業に関する事前検討を行うことを目的としているところであります。

次に、(2)の現状に対する理解と本報告についてであります。まず事業体SPCの設立に向けて、設立にかかわる出資者の出資額、割合をどうするか並びに金融機関からどのような条件でプロジェクトファイナンスを受けられるかが極めて重要な論点である中で、詳細は守秘義務上開示されていないところであります。前提情報としては平成27年度の当初の報告から大きく変わっていない部分もありますので、青い四角で囲っている仕様項目に対して、現時点で可能な範囲を検討することとしたところであります。

まず、(1)として、発電事業者が作成する事業評価の記載事項を与件として、事業収支についての再評価及び原油・木材・電力等の外部環境における価格変動を加味した感度分析を行い、リスクについて洗い出した上で、その対応策について発電事業者への確認を行い、発電事業の事業性について評価、整理を行うこと。

(2)として、発電事業に関する土地整備や土地使用料等のあり方、発電事業者からの安定的な熱供給など、発電事業及び熱供給事業に係る全体的な事業スキームを検討すること。

(3)としては、本市と発電事業者の基本協定に向けての本市の要求事項を整理すること。

(4)といたしまして、(1)から(3)を踏まえる中で、本市として木質バイオマス発電事業に取り組むことの公共的意義や効果・有効性などを整理すること。

以上の4点につきまして報告書としてまとめるものであります。

お手元の資料につきましては、この4点について記載しておりますが、時間の関係上、重要な部分であります(1)の発電事業の事業性についての評価、整理についてのみご説明をさせていただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。

2の発電事業の事業評価、(1)事業者提示の前提であります。2ページから5ページまでが発電事業者の提示した収支計画の内容であり、この内容を金融機関に示す中で、プロジェクトファイナンスの条件提示がされているところであります。

まず、収入といたしましては、電力販売として20年間の平均で年額21億400万円であり、20年間のトータル収入は単純に20年を掛けますと420億8,000万円であります。

発電所の概要であります。発電方式は蒸気タービン方式、発電端出力は1万キロワット、10メガワットであります。この1万キロワットのうち、1,000キロワットは発電所内の電力として使用し、残りの9,000キロワットを送電出力して売電いたします。発電効率は28.3%、稼働時間は24時間、年間稼働日数は20年間の平均として年329.1日、毎年保守点検業務のた

め連続して30日間、炉を停止いたしますので、この稼働日数となっております。年間の発電量は20年間の平均として7万1,086メガワットアワーであります。

燃料区分及び使用量による平均売電価格であります。発電事業予定者においては木材の使用割合として間伐材等由来が70%、一般材が30%と見込んでおります。燃料単価ですが、価格上昇分を見込む中で、20年間の平均としては間伐材由来がキロ当たり11.4円、一般材が7.7円としており、使用量は間伐材が年間7万5,069トン、一般材が年間3万2,172トンの計10万7,241トンであり、売電価格は固定価格買取制度により、間伐材が32円、一般材が24円と、平均売電価格はキロワットアワー当たり29.6円となっております。この29.6円と年間発電量の7万1,086キロワットアワーを掛けますと、電力販売価格の21億400万円となります。

3ページをお願いいたします。

設備投資関連を除く支出項目であり、いわゆる年間の管理運営費であります。左から項目、数量、根拠・備考となっております。根拠につきましては、計算書や見積書などの根拠が示されたものがあれば、単に事業者の提示のみのもものもありますが、基本的に収支計画の記載を前提として採用いたしましたところであります。

重立った項目のみご説明をさせていただきますと、まず燃料費としては10億9,300万円で、間伐材等の未利用材が70%、一般材が30%の使用割合で、将来の価格上昇分を見込んでの金額であります。

4の灰の処分費は、燃料使用量の重量比3%、処分費はトン当たり2万円、運搬費はトン当たり2,000円を見込む中で、7,110万円であり、人件費は運転員など17名の従業員を想定し、1億1,380万円であります。そのほか、定期補修費や土地賃借料、保険料などもあり、管理運営に係る年間の総額は14億8,340万円となっております。

4ページは設備投資関連の費用等であります。

プラント設備費は26億3,500万円、建屋・基礎・外部工事などの土木建築費として11億100万円、その他、重機や東京電力に支払う電力工事負担金、契約書作成費など設備投資に係る総額は56億5,400万円となっております。

項目13以降につきましては、各設備の償却年数であり、設備投資にかかわる借入金につきましては、基本的にこの年数で返済することになります。

5ページをお願いいたします。

ファイナンス関連や税金であります。プロジェクトファイナンスにおける自己負担比率

は22.52%、融資年利は2.2%、融資の償還年数は15年と見込んでおります。固定資産税は償却資産として1.4%の課税をされ、甲斐市に納めることとなります。法人税等であります。①の国の法人税から⑤の法人市民税までが事業所得に対して課税され、実効税率は29.4%と事業利益から約3割分の税金を納めることとなります。

6ページをお願いいたします。

(2)の事業収支の分析ですが、事業者側が提示した収支計画を是として、20年間のキャッシュフローを分析しております。

グラフは事業期間20年間における平均の収支であり、売電収入は21億400万円に対し、支出は17億8,200万円となっております。支出における燃料費の割合は6割強となっております。

7ページをお願いいたします。

事業の収益性を示す指標であるIRRを分析しております。IRRとは、初期の投資に対して各年のキャッシュフローの現在価値を累積し、事業トータルとして初期投資に対してその累積額の利回りが何%程度あるかを示すものであり、本事業では上段の表やグラフでも示すとおり、10年目でプラスに転じ、20年目では7.9%となっております。この7.9%という結果を評価した場合、資源エネルギー庁が再生可能エネルギーによる発電事業における固定価格買取制度の売電価格を算定する際の基準と照らし合わせますと、木質バイオマス発電事業の未利用材では8%、一般材では4%となっており、本事業では未利用材が7割、一般材が3割でありますので、算定基準を当てはめてIRRを算出いたしますと6.8%であり、本事業のIRRは7.9%ありますので、平均的な事業の収益性を上回る結果となりました。

8ページでは、金融機関への元利金支払いの余裕度を見る指標でありますDSCRで分析しております。金融機関が一般に求めるラインは1.2であるのに対し、本事業の支払い期間15年間における事業平均では1.68と上回っている状況であります。

なお、下段に記述してあるとおり、初年度の数値が低いですが、初年度は3カ月間の稼働と想定していることから、収入に対しての準備等の支出が多いため、運転資金を積むことで解消ができます。また、10年目が他の年と比較して下がっておりますが、その他の経費が例年の3,000万円から2億3,000万円と大きくなっており、キャッシュフローが減っているためであります。それでも1.2を上回っております。

なお、DSCRの1.2がどれくらいの数値であるかをあらわしますと、1.0は元利金や税金を支払った後、残額がない、いわゆる利益がない状態であり、事業の継続性を保つことが

難しい状態であります。

9ページをお願いいたします。

(3)の事業収支の感度分析を行っております。

グラフは支出の構成割合を示しており、支出の中では燃料費の割合が61%と大きく占めておりますので、燃料である木質チップの価格変動に対する影響を10ページにおいて分析いたしました。

上のグラフは、過去10年間における木質チップ価格の変動をあらわしたものであり、過去10年間で広葉樹は20%、針葉樹は15%程度の変動があるため、事業者が想定するチップ価格に対しての変動への影響をIRRとDSCRで分析したものが下段の表でございます。

プラスマイナスゼロ%は事業者の収支計画による想定価格であります。先ほど説明したとおり、DSCRは1.0が元利金や税金を支払った後に利益がない状態であり、金融機関が一般的に求めるラインは1.2であることを踏まえますと、15%の価格上昇までが安定的な経営が保たれるとの結果でありました。逆に言いますと、20%以上の価格上昇であれば、安定的な経営が行えないものとも言えます。20%以上の価格上昇があった場合は、人件費などのコスト削減や出資者による増資が必要となります。

11ページをお願いいたします。

(4)として、使用木材の変化の影響について分析いたしました。

本事業者においては、木材使用割合を未利用材70%、一般材30%と想定しておりますが、未利用材の使用割合に応じて売電価格と燃料価格が異なってまいります。整理いたしますと、売電価格は未利用材32円に対して、一般材は24円、燃料価格は未利用材が10.5円に対し、一般材は7.5円でありますので、未利用材の割合変化は事業収支に対してプラスマイナス両面の効果があるところであります。

真ん中の表は、上段の未利用材100%、一般材0%から、下段に進むごとに10%ずつ割合が変化し、最下段では未利用材ゼロ%、一般材100%とした内容であります。事業者が計画している内容は、太枠の未利用材70%、一般材30%であります。DSCRを見ますと、未利用材がゼロであった場合においても金融機関が求める1.2を上回っていることから、未利用材の割合の変化に対する許容範囲は十分に大きいものと考えられるとの結果でありました。

この結果から、重要なポイントであります。仮に未利用材のみならず、一般材も確保できない場合においても、売電価格が同じであるヤシ殻やもみ殻を使用することで、発電所の稼働率を100%とすることにより、安定的な経営ができるといった点が挙げられます。しか

しながら、今回の本市の木質バイオマス発電は、林業振興や森林環境の保全という大きな意義がありますので、木材、特に未利用材の使用が前提であることは言うまでもないところであります。

そのため、未利用材と一般材の割合が7対3として、未利用材の価格だけが変化した場合と一般材の価格だけが変化した場合、また両木材の価格が変化した場合の3パターンについて分析した結果が12ページであります。

それぞれ茶色の部分が税引き前利益がゼロとなる分岐点であります。図表10の両木材の価格が26%の価格上昇が生じますとゼロとなる一方、図表9の未利用材の価格が変化せずに一般材の価格が2.18倍になった場合においても、税引き前利益がゼロとなることから、一般材の価格変動に対する体制は十分にあるとの結果となりました。

13ページをお願いいたします。

(5)として、木材調達量と事業収支との関連について分析をいたしました。

木材の調達量が減少すれば、木材調達に要するコストが減少するものの、発電量も減るため、当然ながら事業収益は悪化いたします。事業者の収支計画にある木材価格や未利用材割合を変えずに、木材調達割合の変化による影響をあらわした表が中段と下段であります。

中段の表では、一般に求められる水準のDSCRの1.2を保つためには、85%までに抑える必要があることを示しております。また、下段の表では、税引き前利益がゼロとなる場合は茶色の68.2%であり、その際の木材の調達量は未利用材が5万1,197トン、一般材が2万1,941トンの計7万3,138トンであることを示しております。

なお、本文では、未利用材の調達が少なくなった場合においても、一般材をふやすことで対応することと考えられるため、両方の材料が調達できる可能性が高くはなく、未利用材と一般材の割合の変化を確認することが重要であるとしているところであります。

そのため、14ページでは、(6)といたしまして、木材調達量と使用木材の割合変化による経営指標への影響について分析をいたしました。

表は縦列が木材調達量の変化で、横列が未利用材の割合の変化であります。黄色いラインが一般的に求められるDSCR1.2のラインであり、赤いラインが元利金や税金を支払った後に利益の出ないDSCR1.0のラインであります。太枠の1.68は事業者の収支計画における想定であり、この表からは未利用材がゼロ%であれば木材調達量は95%以上にすることが求められ、木材調達量が70%を下回ると事業の持続可能性は担保されないことを示しております。しかしながら、未利用材がゼロで一般材が100%であっても、95%の木材調達量

があれば、利益は減るものの安定的な経営ができるものとも捉えることができます。

15ページをお願いいたします。

これまでの分析を踏まえ、(7)といたしまして、発電プロジェクトのリスクを整理、評価いたしました。

まず、チップ価格の変動へのリスクについては、対応策としては一般材の割合をふやすことにより対応が可能であり、一般材の割合が100%になっても致命的な影響は少なく、有効な対策を評価しております。また、未利用材の入手が困難というリスクについても、一般材の割合をふやすことで対応が可能であるとしております。木材調達量の減少というリスクについては、未利用材の割合をふやすことが必要であり、さらにはその他のコストの削減が必要であるとしております。

16ページには、(8)考察といたしまして全体をまとめているところであり、抜粋してご説明いたしますと、1つとして、事業者側が提示した各種前提数値を是とすると、事業は十分成立すること。2つとして、木質チップ価格が20%以上上昇した場合、事業として安定性が保てないこと。3つ目として、未利用材コストが著しく上昇した場合は、一般材の調達量をふやすことで影響を制御できること。4つ目として、全体の木材調達量を20%以上減らすと事業性が保てないことが示されており、最終的には下から7行目の記載のとおり、一般材のコスト・調達可能性が最終的な事業の鍵を握っているとしております。

なお、最後の考察では、木質チップの長期的な価格動向については十分な予測ができていくわけではなく、むしろ変動し得るものと想定し、変動した場合でもどのように安定的に事業運営を行っていくか確認していくことが大切であるとまとめております。

17ページ以降につきましては、バイオマス発電に関与する公共的な意義や事業スキーム、協定書に盛り込むべき要求事項について分析しておりますが、時間の関係上、省略をさせていただきます。

以上、バイオマス発電事業の事業性評価についてのご説明とさせていただきますが、資料を戻って13ページをお願いいたします。

下段の表で税引き前利益がゼロとなる分岐点は木材調達量が68.2%、7万3,138トンの場合であり、ふるやグループのウッドチップ場においては、平成27年度実績として約7万トンのチップを取り扱いする中で、現在も木材加工に努めているところであります。このことから、市といたしましては最低限の事業性の確保はできるものと考えており、民間企業でありますので、当然利益を上げることが最大の目的であることから、むしろ必死になって木材

の調達に取り組むものと考えております。市といたしましても、発電所の経営安定は土地使用料の収入や熱供給事業にも影響がありますので、木材調達について事業者の動向を注視するとともに、本市の森林環境の保全を進めるためにも、今後森林組合や個人事業者で構成いたします協議会を立ち上げ、木材の調達、供給について取り組んでまいりたいと考えております。

それには、まずは事業体の構築であり、12月末までの事業体の整理について最大限取り組んでまいる所存でありますので、ご理解をお願いし、ご説明を終わらせていただきます。よろしくようお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

説明について質疑はございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 未利用材は間伐材等由来というふうに理解していいんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） そのように理解して結構でございます。

○委員長（内藤久歳君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 一般材について、もう少し具体的にどういうものがあるのか説明してください。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 資料の2ページのほう、下段の表を見ていただきたいんですけども、③の平成29年度における固定価格買取制度の価格一覧というところで、左側の燃料区分で一般木材とありますが、製材とか輸入材、パームヤシ殻、もみ殻、稲わらというものが一般材であります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） すみません、基本的なことですけれども、今回のこの持続可能性評価を出すに当たって、すみません、僕の記憶が曖昧だったら申しわけないんですが、これそもそも事業体が決まってから出すというふうに聞いていたと思うんですけども、そのところはどうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） どのようなあれかはちょっと不明でありますけれども、基本的には事業者が平成27年度から進めてまいりましたこの事業につきまして、金融機関にいわゆる提示をした内容がこの内容でありまして、その内容について事業評価をしたところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） ですから、金融機関に再度これまた出すということですよ。出さないの。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） もう既にプロジェクトファイナンスとしましては金融機関にこちらのほう提示をさせていただいて、その結果、一応プロジェクトファイナンスの条件提示がされているといったことで、またこれを再提出といったことではありません。

○委員長（内藤久歳君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） ちょっと僕の言い方が申しわけなかったと思うんですけども、事業体が決まってから金融機関には再度プロジェクトファイナンスの申請をするということですよ。それはしないということですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 再度金融機関には提示はせずに、プロジェクトファイナンスはあくまでも今のこの事業内容が評価されたので条件提示があったと。あとは、プロジェクトファイナンスを実行するためには、大手ゼネコンにかわる企業を連れてきてくださいといったことで、あくまでもこの事業性については金融機関のほうでは評価されているところであります。

○委員長（内藤久歳君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） それならそれでいいですけども、前半のほう説明していただいて、後半のほう熱供給のほうがあると思うんですけども、そこについては結構何というんですか、事業者が決まらなると不明瞭なところもあるとか、そういったものがあつたりとか、基本協定締結に向けての要求事項についてとかと書いてあるんですけども、そこは結局業者が決まらなるとここに書けないということですよ。そうすると、これはもう一回何というんですか、違う形として再度こう改めてつくり直すということですか、改善して。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今回の委託につきましては、あくまでも事業評価というところを中心にしておりまして、基本協定には一応整理をしておくという段階でございます。基本協定を締結する前には、やはり業者のほうに業務委託をして、その専門性の中でもう一回この内容を整理する中で、事業者と交渉をしていくといった内容でございますが、今のところは基本的な内容につきまして事業者と打ち合わせをする中で、この内容については一応確認しながら打ち合わせを行っているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） そのときは事業体が決まって基本締結という段階においては、1回議会ではこういう要望も入れてほしいとか、そういったことをもむ時間はあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 7月のバイオマス産業都市構想の特別委員会のほうで、12月中の事業体の再構築、そして年度内の基本協定の締結というふうなことでご説明した経過がございますが、当然ながら事業体を再構築する際には本特別委員会にお諮りをいたしますし、また基本協定を締結する前には本委員会にご説明し、ご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） ちょっと5ページで、ここに支出項目の中にこれを提示してあるというところで、5番の法人税等、例えばこういう企業誘致、甲斐市に来て20年も例えば甲斐市にも恩恵があるんですけれども、こういう企業誘致したとき、あるいは法人税に対していろいろある中で、甲斐市として少しでも税率を安くできるものがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 発電事業予定者としての打ち合わせの中では、その辺のことにはまだ触れていません。

○委員長（内藤久歳君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 企業から要望があったからということではなくて、甲斐市としてはこういうふうに見える、あるいはファイナンスに対しても、やっぱり甲斐市が率先してそういう協力をしていただけるということであれば、大変向こうにとっても、また甲斐市にとってもいいと思うんですけれども、逆に甲斐市から提示するお考えはないかお尋ねしたいと思います。

す。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） この発電事業の誘致につきましては、市といたしましても土地を今から購入をして、そして造成をかけるといったことで、非常に大きい金額もかかってまいります。そんなものもございまして、甲斐市のほうから積極的に税率を安くするというふうなことはしていかないというふうなことで考えております。

○委員長（内藤久歳君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） バイオマスだけじゃなくて、甲斐市に企業に入ってきていただけるということは、やっぱりこれ大事なことで、お互い行政区がみんな競争なさっているんだから、特にこれは注目されているから、甲斐市ではこういう税対策に対して少しでもご協力するというごをお願いしたいと思っておりますけれども、そういう点のお考えはあるかどうか。

○委員長（内藤久歳君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 現在としましては、そのような考え方はちょっと持っておらず、またご意見等のほうも聞いていきたいなと思っております。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員、何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で木質バイオマス発電事業の事業性評価についてを終了いたします。

次に、（２）その他に入ります。

バイオマス関連で、環境課よりその他報告がありましたらお願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 次に、委員より、その他ありましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） それでは、事務局、何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 事務局もないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちましてバイオマス産業都市構想特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時05分